

# 金融円滑化の取組みについて

〔 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時  
措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類 〕

平成25年11月14日

**房総信用組合**

# 目次

<b>第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要</b>	
1. 金融円滑化管理方針の概要	1
2. 金融円滑化管理に係る体制	2
3. 金融円滑化管理方針	3
(1) 金融円滑化に関する取組方針（お客様向け）	
(2) 金融円滑化管理方針（組織内用）	
<b>第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要</b>	
1. 相談・申込み受付体制の整備	6
2. 貸付けの条件の変更等に係る案件管理体制の整備	8
<b>第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要</b>	
1. 苦情相談を適切に行うための体制の整備	11
<b>第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要</b>	
1. 債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付けの条件の変更等）をとった後において、改善又は再生のための支援を適切に行うための体制	13
<b>第5 法第4条に基づく措置の実施状況</b>	
別表1 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（中小企業者）	15
別表2 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（中小企業者）	16
<b>第6 法第5条に基づく措置の実施状況</b>	
別表3 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（住宅資金借入者）	17
別表4 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（住宅資金借入者）	18

## 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合は、地域金融機関として組合を取り巻く人の和を大切に、地域社会に奉仕することを基本理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様とのコミュニケーションを深め金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、中小企業等金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び組合の経営理念・経営方針に則った、金融円滑化管理方針を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しております。

### 1. 金融円滑化管理方針の概要

#### (1) 理事、理事会、常務会の役割・責任

- ①. 態勢の整備・確立
- ②. 方針及び規定の策定等

#### (2) 金融円滑化管理委員会の役割・責任

- ①. 金融円滑化管理統括部署の補完・支援

#### (3) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ①. 進捗管理等の全般の統括等

#### (4) 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）の役割・責任

- ①. 情報の集約及び問題点の把握・検証
- ②. 進捗状況等の統括管理
- ③. 申込み・相談・苦情等への対応の適切性の確保等

#### (5) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ①. 進捗状況等の管理
- ②. 関係部室店との連携
- ③. 金融円滑化管理に係る研修の実施等

#### (6) 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

- ①. 内容の記録・報告

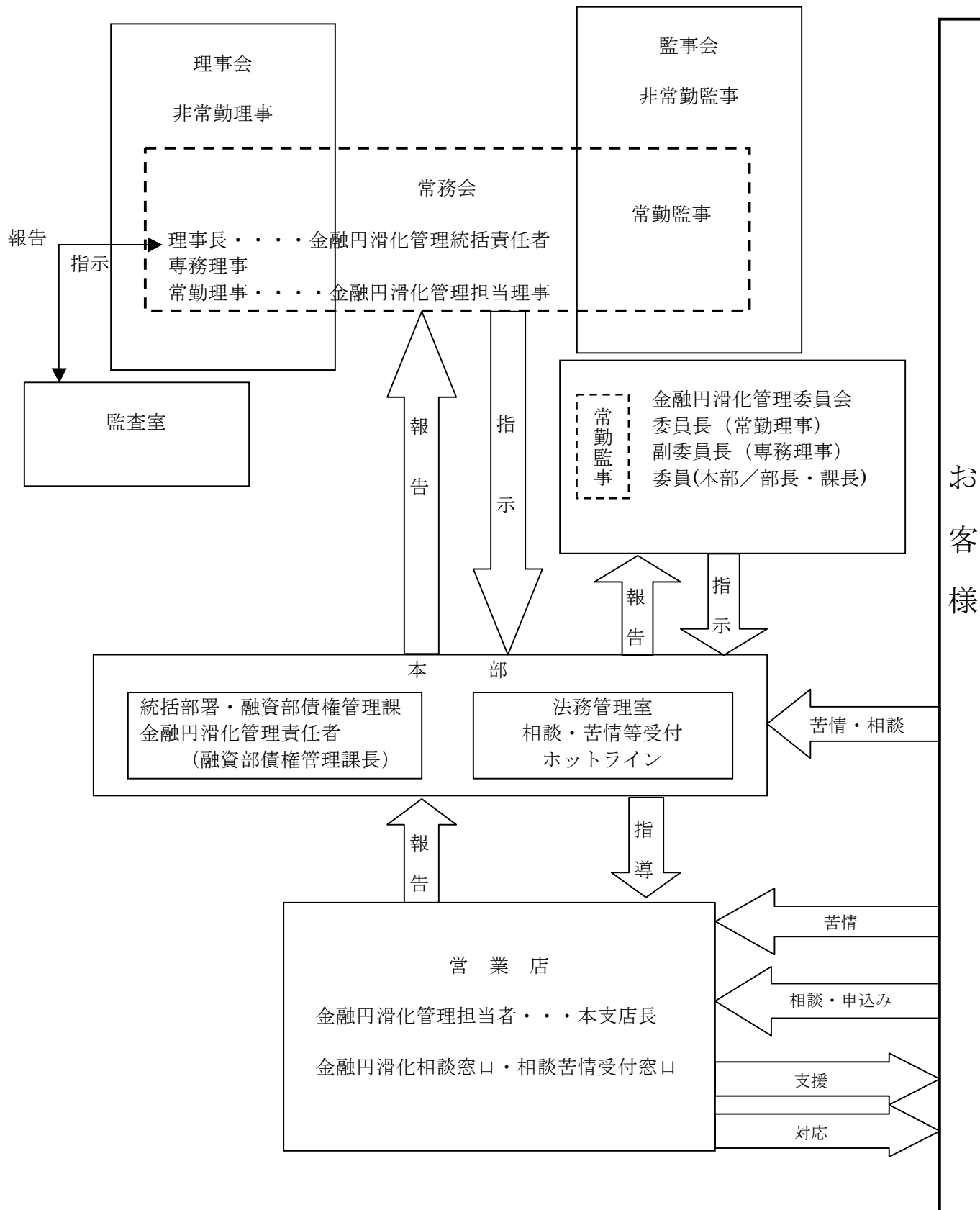
#### (7) 中小企業等金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告

#### (8) 金融円滑化管理の実施

- ①. 他の金融機関等との緊密な連携
- ②. 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援
- ③. 申込み・相談の対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明等

## 2. 金融円滑化管理に係る体制

### 金融円滑化管理体制(組織図)



### 3. 金融円滑化管理方針

#### (1) 金融円滑化に関する取組方針（お客様向け）

##### 金融円滑化に関する取組方針 (事業資金ご利用の客様、住宅資金ご利用の客様へ)

当組合は、地域に根ざした金融機関として、事業資金ご利用のお客さま、住宅資金ご利用のお客さまからの返済方法や新たな資金ご利用等に関するご相談について、地域経済の情勢、お客様の現在の状況やこれまでのお取引等を踏まえ、適切かつ丁寧に対応することが金融機関としての重要な役割と認識し、以下のとおり金融円滑化に関する取組方針を定め、役職員一同がこれを遵守し、その実現に向けて取組んでまいります。

1. 事業資金ご利用のお客さまからの返済方法等の条件変更や、新たな資金のご相談・お申込みにつきましては、お客様の事業の状況および特性等を十分に勘案し、積極的かつ適切に対応することとします。
2. 住宅資金ご利用のお客さまからの返済方法等に関するご相談・お申込みにつきましては、お客様のお仕事の状況や家計収支等を十分に勘案し、できるかぎり柔軟に対応することとします。
3. 事業資金ご利用のお客さまが、不安定な経済情勢の影響等により業績不振など経営上の問題を抱えておられる場合は、お客様の求めに応じて、積極的かつ適切に経営相談、経営指導、経営改善に関する支援を行うよう努めます。
4. 貸付条件変更等のお申込みを応諾できない場合には、お客様とのお取引関係やご経験等を踏まえ具体的かつ丁寧にご説明し、ご理解ご納得いただけるように努めます。
5. 金融円滑化対応に関して、お客様から寄せられた相談・要望・苦情等に対しましては、真摯に受けとめ、迅速かつ適切に対応するよう努めます。
6. 上記の1～5について適切に対応するための体制整備に努めます。

## (2) 金融円滑化管理方針（組織内用）

### 金融円滑化管理方針

#### 1. 金融円滑化管理の目的

金融機関として業務の健全性の確保を前提とし、適切なリスク管理の下、中小企業や事業者、生活者などの組合員・利用者に対する安定した資金の供給に努めると共に、資金繰りや経営改善、返済方法などに関する相談や支援を適切かつ誠実に行うことを目的とする。

#### 2. 金融円滑化管理態勢

##### (1) 理事、理事会、常務会の役割・責任

- ① 理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。
- ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。
- ③ 常務会は、金融円滑化管理に関する事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。
- ④ 金融円滑化管理担当理事は、理事会の議決、常務会の決定に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

##### (2) 金融円滑化管理委員会の役割・責任

- ① 金融円滑化管理担当理事を委員長とする、金融円滑化管理委員会を設置する。
- ② 金融円滑化管理方針に基づき、金融円滑化に関する業務が適切に機能しているか検証すると共に、金融円滑化管理統括部署が担当する業務を補完・支援する。

##### (3) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 金融円滑化管理統括部署に金融円滑化管理責任者を置く。
- ② 関係部署における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。
- ③ 金融円滑化管理規程等の策定・見直し等金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。
- ④ 研修等により金融円滑化管理の重要性及び遵守すべき法令、内部規程等を関係課室店の職員に周知させる。
- ⑤ 金融円滑化管理態勢上の問題点については、適時・適切に金融円滑化管理担当理事に報告する。
- ⑥ 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類について管理する。

##### (4) 金融円滑化管理統括部署の役割・責任

- ① 各営業店の金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたる。
- ② 金融円滑化管理のため、関係課室店に対して必要な情報収集をするとともに、適時、必要な指示をする。
- ③ 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情等への対応の適切性の確保に努める。
- ④ 金融円滑化相窓口の運用状況を管理する。
- ⑤ 法令等に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類及び報告書類を作成し、保存・管理する。

##### (5) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 各営業店に金融円滑化管理担当者を置く。

- ② 金融円滑化管理統括部署と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。
- ③ 金融円滑化管理統括部署の指示に基づき各営業店における金融円滑化管理に係る研修を実施する。
- ④ 各営業店における金融円滑化管理規程等の遵守状況や金融円滑化管理態勢上の問題点を把握し、金融円滑化管理統括部署に報告する。

#### **(6) 金融円滑化相談窓口の設置**

- ① 金融円滑化相談窓口を設置する。
- ② 金融円滑化相談窓口の担当者等は、金融円滑化に関する金融円滑化対応受付シートに、顧客からの相談等の内容を記録し、毎月末と15日締めで翌営業日に金融円滑化管理統括部署に報告する。

### **3. 中小企業等金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告**

中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告する。

### **4. 金融円滑化管理の実施**

- (1) 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努める。
- (2) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。
- (3) 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。
- (4) 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。
- (5) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行った顧客の経営状況に関する期中管理に努める。
- (6) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとする。
- (7) 顧客からの新規融資（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等も含む）や貸付条件の変更等の申し込みに対しては、中小企業者の経営実態や住宅ローン利用者の実態をきめ細かく把握したうえで適切な審査を行うものとする。

## 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合は、中小企業者及び個人のお客さまから、貸付けの条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付けの条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

また、その対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しております。

### 1. 相談・申込み受付体制の整備

- (1) 当組合は、以下のお客さまからの相談・申込みに対応するため、各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。
  - ①. 業績不振による廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった中小企業者のお客さま。
  - ②. 勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった住宅資金借入者のお客さま。
- (2) お客さまの利便性向上のため、当組合の本店に「休日融資相談窓口」を設置し、平日は各営業店において窓口終了後も午後5時まで相談窓口を設置しております。

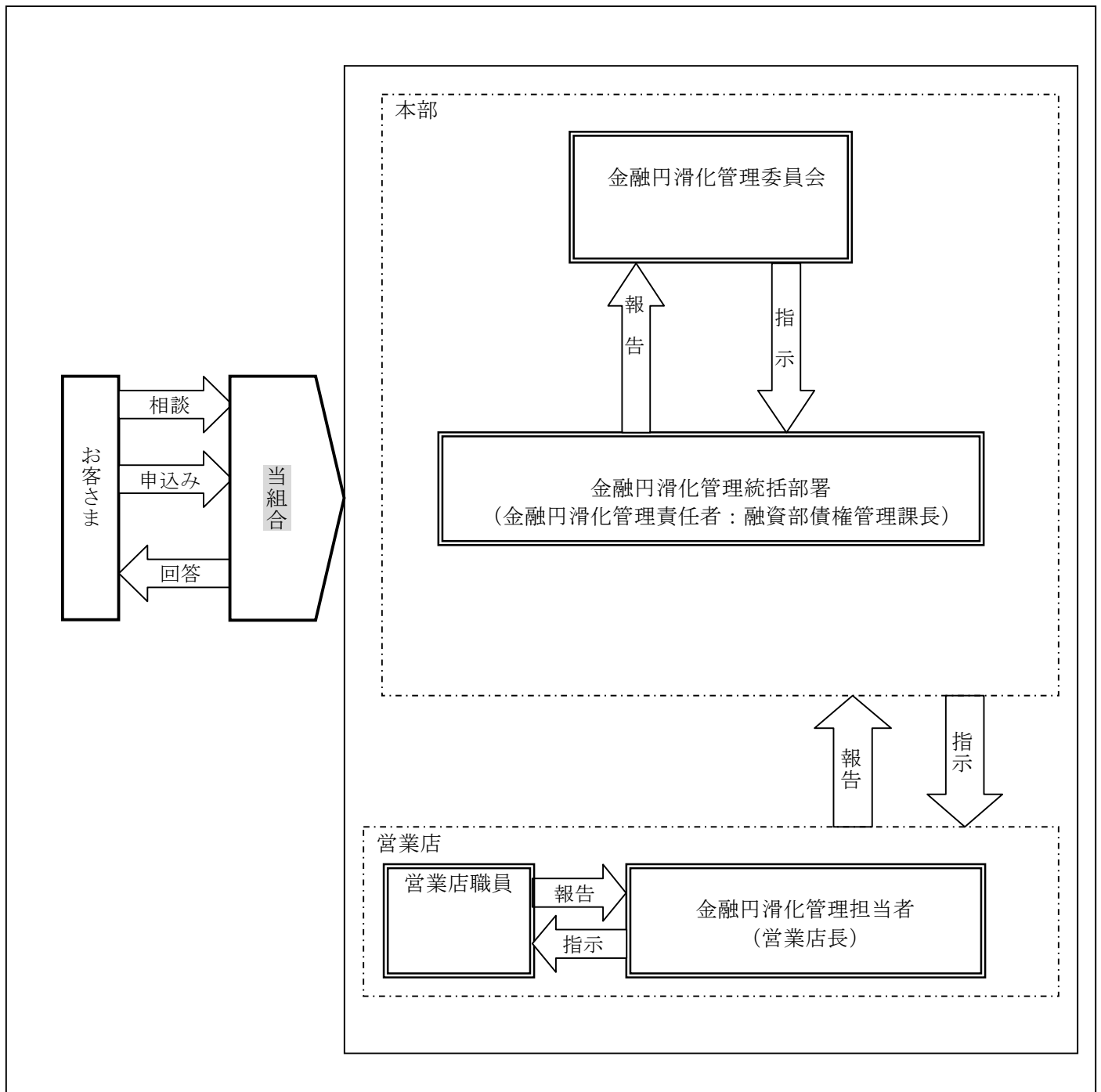
#### 〔金融円滑化に関する相談等窓口の概要〕

区分	責任者・担当者	役割
本部	金融円滑化管理責任者 (融資部債権管理課長)	金融円滑化対応受付シート記載事項の点検 金融円滑化管理委員会への報告
各営業店	金融円滑化管理担当者 (営業店長)	金融円滑化対応受付シートの記載事項の点検 金融円滑化管理統括部署への報告
	営業店職員	相談・申込み案件の情報収集 相談・申込みの対応 (内容の記録) 営業店長への報告



(3) 体制図

「金融円滑化に関する相談等窓口の概要」の体制図



## 2. 貸付けの条件の変更等に係る案件管理体制の整備

- 貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握・管理するため、本部関係課室及び各営業店に金融円滑化管理の担当理事、委員、責任者及び担当者を配置しております。

区分	担当理事・責任者・担当者	役割
本部	金融円滑化管理担当理事	金融円滑化管理態勢の整備
	金融円滑化管理責任者 (融資部債権管理課長)	金融円滑化の進捗管理等の全般の統括 理事会、常務会、金融円滑化管理委員会等への報告
	金融円滑化管理統括部署 (融資部債権管理課)	金融円滑化に係る情報の集約及び問題点の把握・検証 進捗状況等の統括管理 関係課室・各営業店の金融円滑化管理担当者との 連携及び同担当者等への支援 案件の審査 法令等に基づく開示・説明書類の作成及び管理 再発防止の検討・策定
	金融円滑化管理委員会 委員長：常勤理事	金融円滑化管理統括部署の補完 金融円滑化管理態勢の進捗状況把握 金融円滑化窓口の運用状況の把握 金融円滑化管理上の問題の発生及びその対応状況、再 発防止
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	自店における金融円滑化の進捗状況等の管理 関係課室・各営業店との連携 他金融機関等との連携 経営改善計画の策定支援のサポート

### (1) 相談・申込みに対する管理

- ①. 各営業店の担当者は、お客さまからお伺いした相談及び希望される貸付けの条件の変更等の内容、申込みに至る経緯、他金融機関を含めた借入状況等を記録しております。  
また、金融円滑化管理担当者及び金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、その記録の内容に不備がないか確認しております。
- ②. 各営業店の金融円滑化管理担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、迅速な検討・回答を行うため、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）に貸付けの条件の変更等に係る情報を報告しております。
- ③. 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに対する対応・進捗状況等を一元的に把握・管理しております。  
また、関係各課室において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに係る情報を共有化しております。
- ④. 各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、誠実に対応するため、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧に説明しております。
- ⑤. 受付けた申込みの進捗状況が著しく長期化している等による問題の発生又は発生するおそれがある

る場合には、金融円滑化管理担当者が直ちに調査を行い、原因を確認しております。

また、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）並びに金融円滑化管理委員会は再発防止策等を検討・策定し、本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者を通じて、対応・改善の監督・指導を行っております。

- ⑥. 本部及び各営業店の担当者は、中小企業者のお客さまが条件変更対応保証制度の利用を希望する場合には、事業の改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に交付することとしております。
- ⑦. 各営業店の担当者は、中小企業者のお客さまに対し、経営改善計画の策定支援及び見直しの相談を行っております。

## **（２）審査中、取下げ、謝絶、実行に対する管理**

- ①. 貸付けの条件の変更等に関する申込み及び審査において、お客さまの実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付けの条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか金融円滑化管理担当者が確認しております。
- ②. 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、貸付けの条件の変更等に関する申込みの審査において、迅速な回答が困難になった場合には、速やかに金融円滑化管理担当者に報告し、その理由をお客さまに説明しております。
- ③. お客さまが貸付けの条件の変更等の申込みを取下げの場合には、その意思を確認させていただき「金融円滑対応受付シート」に取下げの経緯と理由を記入し、金融円滑化管理担当者が確認の上、金融円滑化管理統括部署に報告しております。
- ④. 貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係やお客さまの知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由をできる限り速やかに、かつ丁寧に説明しております。  
また、謝絶に至った経緯と理由を記入し、金融円滑化管理担当者が確認の上、金融円滑化管理統括部署に報告しております。
- ⑤. 貸付けの条件の変更等の申込みを実行する場合には、その審査結果をお客さまへ伝え、速やかに所定の手続きを行っております。

- ⑥. 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、貸付けの条件の変更等の申込みに係る審査中、取下げ、謝絶、実行の事項について、それぞれの貸付けの債権額及び件数の集計・管理を行っております。

## **（３）記録の保存、役員等への報告、研修に対する管理**

- ①. 貸出条件の変更等の相談・申込みに係る記録の書類は、各営業店並びに金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）が適切に管理、保存しております。
- ②. 金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類は、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）が適正に作成及び管理しております。
- ③. 金融円滑化管理担当理事及び金融円滑化管理委員会は、各営業店において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに適切に対応するため、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）からの対

応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、理事会、常務会等に報告しております。

ただし、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに理事会に報告しております。

- ④. 理事会は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みの対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。
- ⑤. 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、貸付けの条件の変更等の申込みに対する適切な対応を監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修の実施、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、周知徹底を行っております。

#### **（４）他金融機関等との連携に対する管理**

- ①. 他の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、各営業店が守秘義務に留意し、お客さまの同意された範囲内で、個別の申込み案件毎に、当該金融機関等間で相互に貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を適正に行っております。
- ②. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関から当該申込みを行ったお客さまの貸付けの条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、各営業店が守秘義務に留意し、お客さまの同意された範囲内で、個別の申込み案件に係る事項に限り、これに応じております。

### 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

#### 1. 苦情相談を適切に行うための体制の整備

- 貸付けの条件の変更等に関する苦情相談に対して誠実かつ適切に対応するため、当組合の本部直通の「相談苦情受付ホットライン」、各営業店に「苦情相談窓口」「金融円滑化相談窓口」を設置し、以下のとおり体制を整備しております。

[金融円滑化に関する相談等窓口の概要]

区分	責任者・担当者	役割
本部	関係課室長	「顧客サポート等記録票」の記載事項の点検 金融円滑化管理統括部署への報告 お客さまの利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案に対する関係課室・各営業店との協議 再発防止策等の周知、指導
各営業店	営業店長	「顧客サポート等記録票」の記載事項の点検 法務管理室、金融円滑化統括部署への報告 お客さまの利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案に対する関係課室・各営業店との協議 再発防止策等の周知、指導
	営業店職員	相談・申込みに係る苦情相談の対応（内容の記録） コンプライアンス担当者への報告

- (1) お客さまからの苦情相談をお受けするため、当組合の本部直通の「相談苦情受付ホットライン」、各営業店に「苦情相談窓口」「金融円滑化相談窓口」を設置しております。
- (2) 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談を受けた場合には、金融円滑化に関する「顧客サポート等記録票」に苦情相談等の内容を記録しております。
- (3) 各営業店長は、「顧客サポート等記録票」を点検し、法務管理室に報告しております。
- (4) 金融円滑化に関する「顧客サポート等記録票」は、法務管理室において、適切に管理・保存しており、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）においても写しを適切に管理・保存しております。
- (5) 金融円滑化管理担当理事及び金融円滑化管理委員会は、本部及び各営業店において、誠実かつ適切に苦情相談を解決するため、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）からの対応状況及び再発防止策等に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、理事会、常務会等に報告しております。  
ただし、お客さまの利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案については、金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）及びコンプライアンス担当者と協議し、速やかに理事会に報告します。

- (6) 理事会は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談の対応状況及び再発防止策等に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて金融円滑化管理担当理事及び責任者に体制の見直し等を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証します。
- (7) 金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、申出があった苦情相談について、関係課室及び各営業店と協力して問題の解決に努めております。
- (8) 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談に対して、誠実かつ適切な対応及び再発防止について監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し周知徹底を行っております。

**第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要**

**1. 債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付けの条件の変更等）をとった後において、改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の整備**

○ 当組合は、貸付けの条件の変更等を行った中小企業者のお客さまの経営改善計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営改善計画の見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む）の発揮など、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでおります。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するため、以下のとおり体制を整備しております。

区分	責任者・担当者	役割
本部	金融円滑化管理責任者 (融資部債権管理課長)	経営改善計画の見直しの策定支援及び進捗状況等の全般の統括 経営相談、経営指導の対応状況の統括 経営改善計画の見直しの策定支援 関係課室・各営業店との連携 経営改善・事業再生支援の取り組み
各営業店	金融円滑化管理担当者 (営業店長)	経営改善計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 他金融機関との連携 関係課室・各営業店との連携 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）への報告
	営業店職員	経営改善計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 営業店長への報告

(1) 各営業店は、実現性の高い経営改善計画の策定支援とその後の経営相談等を通じてフォローアップを行なっております。

(2) 金融円滑化管理統括部署（融資部債権管理課）と各営業店が連携して、(社) 中小企業診断協会千葉支部等を活用し経営改善・事業再生支援の取り組みを行なっております。

(3) 金融円滑化管理担当理事及び金融円滑化管理委員会は、関係課室及び各営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われるため、金融円滑化管理統括部署からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、理事会、常務会等に報告しております。

ただし、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに理事会に報告し周知徹底を行なっております。

(4) 理事会は、経営改善・再生支援の対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に

検証しております。

- (5) 金融円滑化管理統括部（融資部債権管理課）は、経営改善相談及び再生支援が適切に行われるため、定期的又は必要に応じて随時、直接又は各分野の専門家を通じて、役職員に対し、目利き能力の向上等を図るために研修を実施し周知徹底を行なっております。



第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である  
場合)

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	786	4,552	6,438	8,687	10,615	17,917	20,469	23,252
うち、実行に係る貸付債権の額	172	3,879	5,688	7,271	9,259	14,587	18,587	20,236
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	134	221	448	577	917	1,061	1,099
うち、審査中の貸付債権の額	599	486	399	829	620	1,845	209	1,294
うち、取下げに係る貸付債権の額	15	53	130	139	159	568	612	622
うち、信用保証協会等による債務保証を受けていた貸付債権の額	55	429	856	1,217	1,883	2753	3,411	3,969
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	85	93	169	183	204	302	323
	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月 末	平成 25 年 3 月末	平成 25 年 6 月末	平成 25 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	25,247	29,524	32,070	36,372	39,340	43,044	43,044	43,044
うち、実行に係る貸付債権の額	22,850	25,765	29,534	32,284	35,448	38,429	40,307	40,307
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1,397	1,400	1,476	1,480	1,480	1,485	1,485	1,485
うち、審査中の貸付債権の額	376	1,723	422	1,913	1,177	1,895	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	623	634	635	693	1,233	1,234	1,252	1,252
うち、信用保証協会等による債務保証を受けていた貸付債権の額	4,723	5,451	6,066	6,720	8,182	8,848	8,848	8,848
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	370	370	392	396	396	401	401	401

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位： 件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受け た貸付債権の数	100	256	434	586	719	966	1,159	1,302
うち、実行に係る貸付債権の数	37	174	345	471	592	792	999	1,111
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	17	24	34	39	47	62	68
うち、審査中の貸付債権の数	59	53	33	46	47	66	30	54
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	12	32	35	41	61	68	69
うち、信用保証協会による債務の 保証を受けていた貸付債権のうち 実行に係る貸付債権の数	16	68	146	196	260	351	448	517
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち謝絶に係る貸付債権の数	0	10	12	17	20	23	31	33

	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月 末	平成 25 年 3 月末	平成 25 年 6 月末	平成 25 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受け た貸付債権の数	1,468	1,683	1,864	2,034	2,215	2,393	2,393	2,393
うち、実行に係る貸付債権の数	1,299	1,471	1,654	1,823	1,993	2,153	2,207	2,207
うち、謝絶に係る貸付債権の数	74	75	82	83	83	34	84	84
うち、審査中の貸付債権の数	25	65	55	42	42	58	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	70	72	73	86	97	98	102	102
うち、信用保証協会による債務の 保証を受けていた貸付債権のう ち実行に係る貸付債権の数	614	701	787	876	1,055	1,139	1,139	1139
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権の うち謝絶に係る貸付債権の数	35	35	38	39	39	40	40	40

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
(債務者が住宅資金借入者である  
場合)

(単位：百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月 末	平成23 年3月末	平成23 年6月末	平成23年9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	113	215	317	366	394	458	527	585
うち、実行に係る貸付債権の額	20	100	224	274	283	348	432	481
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	56	60	60	60	60	60	60
うち、審査中の貸付債権の額	93	58	20	2	21	20	5	11
うち、取り下げに係る貸付債権の額	0	1	13	30	30	30	30	31

(単位：百万円)

	平成23 年12月 末	平成24 年3月末	平成24 年6月末	平成24 年9月末	平成24 年12月 末	平成25 年3月末	平成25 年6月末	平成25年9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	649	780	830	869	958	980	980	980
うち、実行に係る貸付債権の額	557	642	691	705	772	815	816	816
うち、謝絶に係る貸付債権の額	60	60	80	80	80	80	80	80
うち、審査中の貸付債権の額	0	44	25	25	21	1	0	0
うち、取り下げに係る貸付債権の額	31	33	33	58	83	83	83	83

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
(債務者が住宅資金借入者である  
場合)

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	15	27	36	45	48	56	65	73
うち、実行に係る貸付債権の数	4	11	21	28	30	34	47	54
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	8	9	9	9	9	9	9
うち、審査中の貸付債権の数	11	7	2	1	2	2	2	2
うち、取り下げに係る貸付債権の数	0	1	4	7	7	7	7	8

(単位： 件)

	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 25 年 3 月末	平成 25 年 6 月末	平成 25 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	81	98	102	106	117	122	122	122
うち、実行に係る貸付債権の数	64	76	81	84	91	99	100	100
うち、謝絶に係る貸付債権の数	9	9	11	11	11	11	11	11
うち、審査中の貸付債権の数	0	4	1	1	4	1	0	0
うち、取り下げに係る貸付債権の数	8	9	9	10	11	11	11	11